令和７年度

一般廃棄物処理実施計画

津久見市

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び津久見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年 6 月 27 日条例第 29 号）第 3 条の規定に基づき、令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

１．基本方針

(1) 本処理計画に基づく一般廃棄物の処理については、関係法令及び環境基準を遵守し適正に行うものとする。

(2) 本処理計画については、環境省・大分県及び関係団体と連携を図り実施するものとする。

(3) 本処理計画に係る運営費等については、施設機能を効率よく運用し、経費縮減を図るものとする。

(4) 本処理計画の計画対象区域（以下「計画区域」という。）は、津久見市全域とする。

２．計画期間

本計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

３．ごみ処理計画

(1)一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み（単位：トン）

区分	可燃ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	合計
家庭系	２，１６１	７７６	７３０	３，６６７
事業系	７９５	１０	２５	８３０
合計	２，９５６	７８６	７５５	４，４９７

(2)種別及び収集、運搬並びに処分方法

① 収集又はつくみんエコセンターに直接搬入されたごみは、ごみ種ごとに処理するものとし、可燃ごみについては、大分市佐野清掃センター（以下「佐野清掃センター」という。）に直接運搬し溶融処理を行い、不燃ごみ・粗大ごみは分別や圧縮処理を行い、特定家庭用機器廃棄物は、指定引取業者に搬送するものとする。

② 不燃ごみ・粗大ごみに含まれる家電製品（ただし、特定家庭用機器廃棄物は除く。）や金属等の資源物は、回収及び資源化する。

③ その他不燃物及び処理残渣等は、津久見市最終処分場において埋立処分を行う。

④ 資源ごみのうち、プラスチック類・ペットボトル等はセメント工場にて燃原料

として再資源化を行う。新聞紙・段ボール・雑誌・その他の紙はリサイクルセンター（うばめ園）が収集・選別し、再生資源業者により再資源化を行う。

⑤　津久見市最終処分場の浸出水は、浸出水処理施設で処理した後、海に放流する。

⑥　医療関係機関等において、その行為により生じた特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物）については、排出者自らの責任において適正に処理することとする。

(3) 一般廃棄物の減量化及び資源化、リサイクル推進の方法

①　ごみの減量化やリサイクルの推進（５Ｒ運動の推進）について、市報、ホームページ等を利用して情報提供を行い、排出者の意識高揚を図る。

②　家庭系ごみで大きな割合を占める生ごみについて、住民へコップ一杯の水切り運動を呼びかけるとともに、ダンボールコンポストや電気式生ごみ処理機の普及を行う。

③　宴会時の食べ残しを減らす取組みとして３０１０運動を推進するため、市報、ホームページ等を利用して啓発を行う。

(4) ごみの分別種類

区分		対象ごみ
可燃ごみ		生ごみ（調理くずなど）、食用油（天ぷら油など）、落ち葉・草花、リサイクルできかない紙類（汚れた紙、紙おむつなど）、汚れた資源ごみ（レトルト食品の容器類）　など
資源ごみ	紙類	新聞紙・チラシ、雑誌・本、ダンボール、紙パック、雑がみ類（菓子箱、ティッシュ箱、事務用紙、包装紙など）、シュレッダーくず　など
	プラスチック・ペットボトル類等	プラスチック製品（プラマーク製品など）、プラマークはないがプラスチック製のもの（洗面器、ＣＤ・ＣＤケース、ボウルなど）、ペットボトル、雑がみ類に出せない紙類（加工された紙類、感熱紙、紙コップなど）　など
不燃ごみ	缶類	アルミ缶、スチール缶、缶詰の容器、スプレー缶などの缶類
	びん類	茶びん、透明びん、その他のびん類（食品・飲料用など）
	金属類	フライパン、卓上ガスコンロ、針金、金属バット、アンテナ　など

	革類・プラ類	ビデオテープ、カセットテープ、保冷剤、使い捨てカイロ、靴、バッグ、グローブ など
	木類	剪定枝、積み木 など
	布類	衣類、寝具類、カーテン など
	危険ごみ	刃物類、電池類、電球等 など
	小型家電	携帯電話、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビゲーム機、電話機 など
	その他	陶器、汚れたガラス など
粗大ごみ		ベッド、オルガン、タンス など

※処理対象としないごみ

区分	対象ごみ	備考
処理困難ごみ	タイヤ、農機具類、バイク、コンクリートくず、ブロック、農薬・劇薬、消火器、バッテリー、体温計・血圧計、浴槽、耐火金庫、ボイラー・電気温水器など	販売店、専門業者による処理
家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	電気店等を通じ、法的処理

(5) 収集・運搬の方法

① ごみ収集・運搬

計画区域から排出される一般廃棄物の収集・運搬については、委託業者にて業務を行う。また、分別形態については、細分化を行い再資源化及び排出抑制を図り、生活環境の保全と環境負荷の少ない資源の循環型社会の構築を目指す。

② 収集・運搬体制

区分		排出方法	収集回数	収集方法	収集運搬	収集区域
可燃ごみ		指定有料ごみ袋	週２回	ステーション方式	委託	市内全域
資源ごみ	紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ類）	紙紐で括る	月１回 ３収集地区 月２回 ８収集地区			
不燃ごみ	缶類（アルミ、スチール等）	種類別にリサイクルケース	月１回 １４収集地区 月２回			

	びん類（茶、透明、その他びん）	に入れる	３収集地区			
	金属類 革類・プラ類					
	その他不燃類（陶器等）					
	危険ごみ（蛍光管等）					
	小型家電（ビデオデッキ等）					
	木類	枝は束ねて紐で括る				
	布類	布団等は紐で括る、服は透明袋に入れる				
	小型家電（携帯電話、デジタルカメラ等）	－	－	回収ボックス設置箇所にて回収	－	
	家庭用パソコン	－	－	つくみんエコセンターに直接持ち込み	－	
粗大ごみ		－	－		－	

※ 保戸島、無垢島については、別途、計画収集を行っています。

③ 収集運搬に係る区分

区　分	収 集 運 搬	収 集 業 者 名	収 集 車 輌
委　託	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ	委託業者	委託業者が所有する車両

許　可	事業系一般廃棄物	許可業者	許可業者が所有する車両

④ 収集運搬許可業者

（ア）計画区域での事業系一般廃棄物の収集及び運搬については、許可業者により実施するものとする。

（イ）事業系一般廃棄物の搬入については、津久見市が所有する処理施設の処理能力に応じ、量及び質的な変動について制限するものとする。

（ウ）一般廃棄物収集運搬許可業者名（※龍南運送(株)は運搬許可のみ）

許可業者名	代表者名	住所	許可期間
(有)オアシス	髙　野　幹　也	大字津久見1323番地	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日
(株)大分クリーンサービス	川　邉　　透	大字津久見8047番地の1	
(有)協栄商事	神　田　良　人	地蔵町6番17号	
(株)田仲商店	田　仲　浩　一	岩屋町10番1号	
(株)美幸環境	古手川　美　也	大字上青江4133番地の2	
(有)ティーアイコーポレーション	幾　田　淳　也	徳浦本町2番16号	
※龍南運送(株)	古手川　　哲	大字下青江3891番地の1	令和6年2月1日 ～ 令和8年1月31日

（エ）一般廃棄物処理許可業者名

許可業者名	代表者名	住所	許可期間
太平洋セメント(株)大分工場	寺　本　和　彦	合ノ元町2番1号	令和6年9月1日 ～ 令和8年8月31日

龍南運送(株)	古手川　　哲	大字下青江3891番地の1	令和6年2月1日 ～ 令和8年1月31日

(6) 中間処理計画

① 中間処理はごみ種ごとに処理するものとする。

（ア）可燃ごみ：佐野清掃センターに運搬し溶融処理する。（広域処理）

（イ）不燃ごみ：びん類・木類についてはセメント工場にて燃原料として再資源化を行う。缶類については圧縮後プレス生成品として資源化する。その他の有価ごみは最大限分別回収し、資源化及び減量化を図る。また、最終処分に係る処理残渣の発生を抑制する。

（ウ）粗大ごみ：可燃性、不燃性に分別を徹底し、可燃性ごみに係るものについては、佐野清掃センターに運搬し溶融処理する。不燃性ごみについては、資源物を回収し減量化を図る。

（エ）資源ごみ：資源ごみのうち、プラスチック類及びペットボトル等はセメント工場にて燃原料として再資源化を行う。新聞紙・段ボール・雑誌・その他の紙については、引き取り業者により再資源化を行うものとする。

（オ）特定家庭用機器廃棄物（各種リサイクル法）：「家電リサイクル法」に基づく家庭用機器については、小売業者等に引き取られ再商品化を図る。「小型家電リサイクル法」に基づく対象製品については、指定された認定事業者で再資源化を行うものとする。

② 各関係法令を遵守し、中間処理を実施するものとする。

(7) 処理施設概要

① ごみ中継施設及び資源化施設

施設名	所在地	処理能力
つくみんエコセンター	津久見市大字日見309番地の4	不燃ごみ資源化施設：5t/日

② 浸出水処理施設及び最終処分場

施設名	所在地	処理能力
津久見市最終処分場	津久見市大字日見309番地の4	水処理能力：30㎥/日（計画浸出水量） 容量：40,480 ㎥

(8) ごみ処理計画フロー図

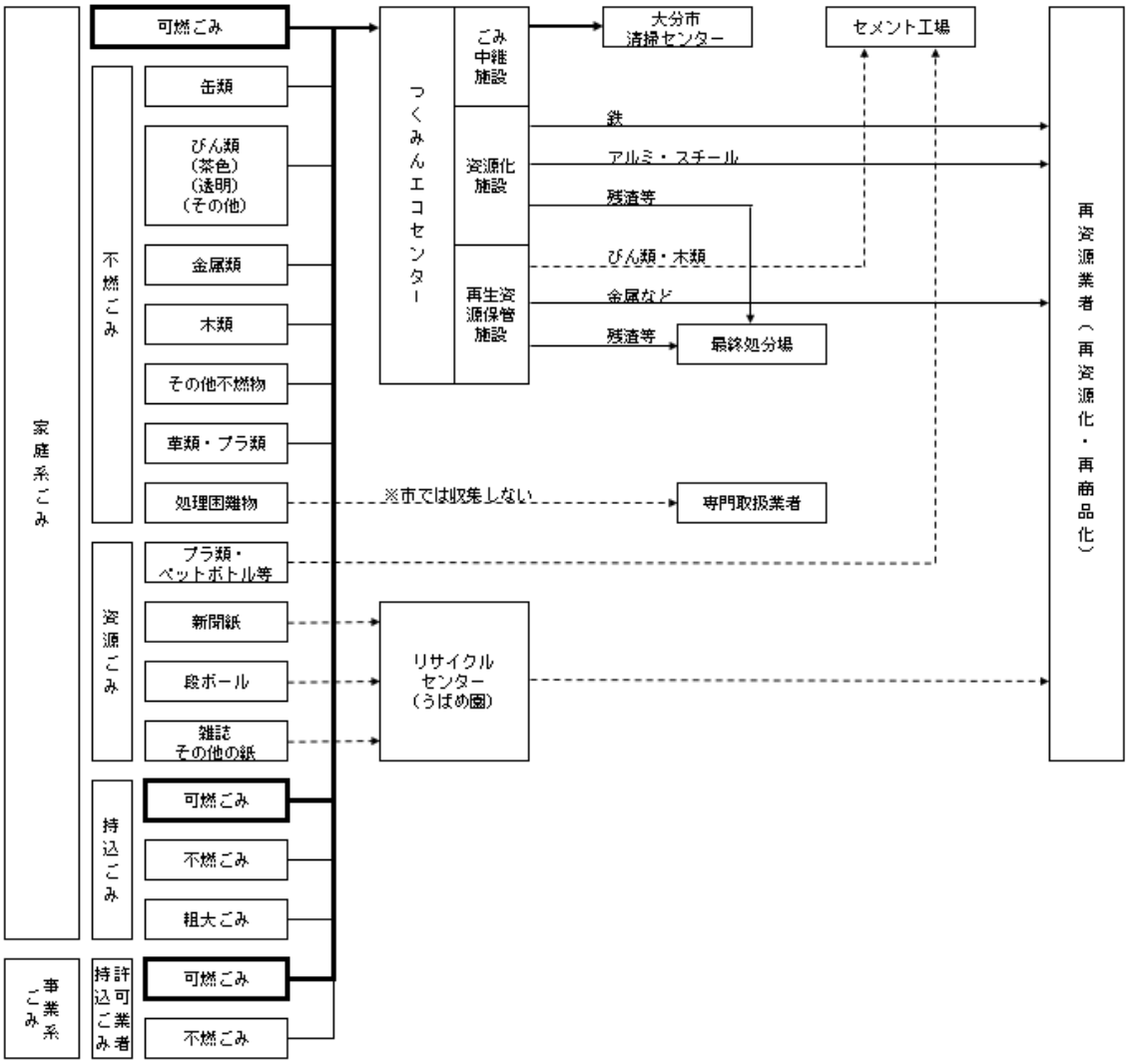

(9) 施設計画

津久見市のごみ焼却施設では、かつて固形燃料を生成していたが、令和３年に稼働を停止し、以降可燃ごみは大分市の佐野清掃センターに運搬し処理している。時間的にも経費的にも大変非効率な状況であったため、ドリームフューエルセンター（現つくみんエコセンター）の固形燃料化設備をごみ中継施設に改造し、大型パッカー車へ積み替え、可燃ごみを大分市まで効率よく運搬することとし、令和５年度に工事が完了、１０月から本稼働を開始している。今後もごみ中継施設を有効活用し、運転管理や点検整備に努めることとする。

また、本市、大分市、臼杵市、竹田市、豊後大野市、由布市の６市で整備を計画している「新環境センター（仮）」について、令和９年１０月１日からの稼働に向け、整備に伴う調整を図りつつ、本計画を推進していくこととする。

４．し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

し尿（kl）	浄化槽汚泥（kl）	合計（kl）
１，００４．４	５，４７７．１	６，４８１．５

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

① 計画区域で収集したし尿の処理は、津久見市し尿等前処理施設で夾雑物を除去し、終末処理場から発生する二次処理水で希釈したのち、終末処理場の水処理施設に投入する。

② 計画区域で収集された浄化槽汚泥の処理は、津久見市し尿等前処理施設で夾雑物を除去し、終末処理場の汚泥処理施設に投入する。

③ 維持管理に伴う各槽の清掃時に発生する砂及び汚泥等については、平成14 年1月17 日付け環廃産第28 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行について(平成14 年2 月1 日施行)の事項に留意し、民間処分業者に委託して陸上処分の方法により円滑かつ適正な運用を図る。

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

① 計画区域での収集及び運搬については、許可業者にて適正かつ安定的に実施するものとする。また、搬入について許可業者に対しては、津久見市し尿等前処理施設の処理能力に応じ、量及び質的な変動について制限するものとする。

処理区分	収集区域	収集計画量	収集・運搬方法	収集計画	搬入先
し尿	計画区域	1,004.4kℓ	許可業者による収集・運搬	収集計画表及び申込みにより収集	津久見市し尿等前処理施設
浄化槽汚泥		5,477.1kℓ			

(4) 収集運搬許可業者

区分	許可の指定	商号又は名称	代表者名	住所
一般廃棄物収集運搬業	し尿汲取り浄化槽汚泥	(株)美幸環境	古手川　美也	大字上青江4133番地の2

(5) 浄化槽清掃許可業者

区分	許可の指定	商号又は名称	代表者名	住所
浄化槽清掃業	浄化槽汚泥	(株)美幸環境	古手川　美也	大字上青江4133番地の2

(6) 処理施設の概要

施設名	所在地	処理方法	処理区分	処理能力
津久見市し尿等前処理施設	大字千怒75番地の42	前処理（夾雑物の除去、し尿の希釈）し、終末処理場へ投入	し尿 浄化槽汚泥	25kℓ/日